



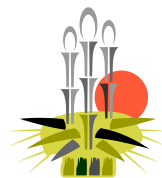
ひだか 商工会だより

平成 23 年 1 月 31 日 (第 78 号)

年頭のご挨拶

会長 田中建夫

「地域社会に貢献する商工会」を目指します。



新年明けましておめでとう
ございます。平成二十三年の新
年を迎え、謹んでお慶び申し上
げます。

さて、昨年を顧みますと、我
が国経済は急激な円高やデフレ
の進行が続き、加えて一次産業
の不振、公共事業の縮減等によ
り、地域を支える中小・小規模
企業を取り巻く環境は、依然と
して厳しい状況が続いておりま
す。
道内及び地域経済は、人口減
少や少子高齢化が急速に進む中

で、経済・雇用をはじめ会員事
業所における暮らしの安全・安
心の確保や多様化する環境問題
等課題が多く、ある意味「時代
の分岐点」とも言える一年でし
た。

昨年は、商工会法施行五十周
年を迎え、東京武道館において、
天皇皇后陛下のご臨席を賜わり、
記念式典が開催され、天皇陛下
からは「これからの我が国社会
において、地域に根ざした商工
会としての幅広い活動は、今後
ますます重要になってくると思
います」とのお言葉をいただき
ました。

商工会は、小規模事業者の経

営改善や発展を支援する事
業（経営改善普及事業）を実施
し、地域コミュニティの維持・
発展に向けた施策等の実施に取
り組み、「地域を支える商工会」
としての機能を発揮し、効果的
な事業執行体制を整え、地域産
業の振興に貢献していかなけれ
ばならないものと考えます。

そうした中、昨年は日高町の
ご支援をいただき、会員事業所
を含めた商店街の活力増進と消
費拡大を目的に、春先実施した
「福得」プレミアム商品券と夏
場実施した「夏得」プレミアム
商品券発行事業を2回実施し、
「地域のお金は地域で消費す
る」をスローガンとして、購買
への一助と地域経済への活性化
が図られたものと思います。

また昨年は、商工会法施行五
十周年の節目の一年となり、今
年から新たな五十年に向けた街
づくりをはじめとする、地域経

済の活性化に向け邁進し、当商工会においても創立五十周年を契機とした「地域社会に貢献する商工会」を目指し、会員事業所に支持される組織づくり、そして会員に向けた情報収集とあらゆる提案型による情報提供に発信を積極的に取り組んで参りたいと思います。

更には、地元基幹産業の軌軸でもある、「ホッカイドウ競馬」は、会員をはじめ地域の皆様のご支援により、当面五年間を目途に存続が正式決定しましたことは、地元経済にとっては念願でありました。商工会として、今後も地域団体や自治体との協働による支援事業を実施し、各種支援策を講じ地域経済の発展と観光地としての掘り起こしに向けた施策を提唱して参る所存です。

経済は決して楽観視できない状況にあります。会員並びに

地域から求められる存在となるため、組織の充実と効果的な事業執行体制を整備し、地域産業の貢献に邁進していきます。

最後になりましたが、会員の皆様のご健勝と事業の益々のご繁栄をご祈念申し上げ年頭にあたってのご挨拶といたします。

一年間延長

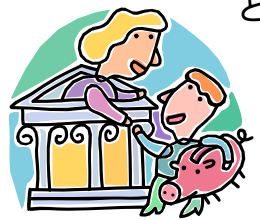
中小企業円滑化法

中小企業者の業況や資金繰りは改善しつつあるものの、依然と厳しい状況にあります。こうした中、先行きの不透明感から、

今後、貸付条件の変更等に対する需要は一定程度必要であると考えられます。金融機関が貸付条件の変更等を行っている間に、経営相談・指導・事業再生を十分発揮することで、中小企業者の経営改善が着実に図られ、返

済能力の改善と

将来の健全な資金需要につなぐと判断された



結果、**本年三月末に期限を迎える同法を一年間延長**することになりました。

またあわせて、**金融機関による開示・報告資料の大幅な簡素化を図り**、金融機関がコンサルティング機能の発揮に際し、果たすべき役割を具体化する方向で監督指針を改定します。詳しくは商工会までお問い合わせください。

もんちゃん抽選会

千円札二万五千円つかみ取った

もんちゃんカード会（会長上田守）では、一月九日「お年玉抽選会」として満点カードによ

る抽選会を実施しました。

満点カード三枚でガラポン抽選が一回でき、朝十時から午後三時まで総数五百三十四本の抽選が行われました。

特賞の千円札のつかみ取りは、三本用意したうち二本が当選し、**一万九千円（男性）と二万五千円（女性）**それぞれつかみ取りました。

また、一等の百円硬貨つかみ取りは、三本すべて当選し、一万円以上つかんだ方もいました。上田会長は、「好評だったので、来年は内容をよくして続けて行



いたい」と話していました。

e・Taxで確定申告

控除は二十二年で終了

【e・Tax】とは、あらかじめ開始届出書を提出し、利用者識別番号等を取っておけば（オンラインで取得できます。）、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができるシステムです。

「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書等のデータは、e・Taxを利用し自宅から税務署に送信できます。

【控除】平成二十二年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe・Taxで行うと、所得税額から**最高五千円の控除**が得られます（二十二年分で終了。以前にこの控除を受けた方は、受

けられません）。

【添付書類】医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容（病院等の名称、支払金額等）を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます（確定申告期限から三年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。）。

【還付】e・Taxで申告された還付申告は書面申告と比べて早期処理しています（三週間程度に短縮。）。

【受付】平成二十三年一月十七日（月）から所得税の確定申告期限の三月十五日（火）まで二十四時間e・Taxの利用が可能です。

【相談】e・Taxの利用にあたってはパソコンなどの環境整備が必要です。商工会からも申告

することは可能ですので、お気軽にご相談ください。

ネットde記帳

中小企業経理システム

ネットde記帳は、インターネットを利用したAPS（システムで、一般のソフトと同様伝票入力や決算、各種申告書作成等が【いつでも】【どこでも】【誰にでも】簡単に行える経理システムです。インターネットに接続できる環境があれば、いつでもどこでも、すぐに利用することができます。

経営の分析等は商工会に依頼し、日々の取引を自社で管理したいという方にも最適です。

ネットde記帳は商工会等において操作方法等のサポートを行っていることに加え、身近な商工会等による記帳・経理等の



指導が受けられる特徴があります。

APS（アプリケーションシステム）とは、インターネットを通じてソフトウェアをお貸しするサービスです。パソコンにソフトをインストールする必要がない上、バージョンアップやデータのバックアップなどの作業が必要ないことも大きな利点です。

システム利用料月額二千六百



七十五円（税込）。

体験版及びお申込は、

ネット de 記帳 HP

<http://www.do-shokoren.jp/> か

ら、または商工会にお申込下さ

い。

十五万円）が廃止され、これら

の人に対する扶養控除の額は三

十八万円とすることとされました。

これらの改正は平成二十三年

一月一日から適用されます。

【障害者控除】

年少扶養親族に対する扶養控

除が廃止されたことに伴い、控

除対象配偶者または扶養親族が

同居特別障害者である場合に、

配偶者控除または扶養控除の額

に三十五万円を加算する措置は、

同居特別障害者に対する障害者

控除の額を一人につき七十五万

円（特別障害者である場合の障

害者控除四十万円に三十五万円

を加算した額）とする制度に改

められました。

給与に対する源泉徴収税額は、

年少扶養親族が障害者（特別障

害者を含みます。）または同居特

別障害者に該当するときは、従

前どおり、これらの位置に該当

することに扶養親族等の数に一

人を加えて計算します。

詳しくは苦小牧税務署または

商工会にお尋ねください。

日高支局の登記事務札幌で

法務局日高支局

（以前にもお伝えしましたが…）

現在、札幌法務局日高支局で

取り扱っている会社や法人の登

記事務については、札幌法務局

民事行政法人登記部門で取り扱

うことになりました。変更年月

日は平成二十三年一月二十四日

となります。

ただし、会社や法人登記に係

る登記事項証明書、印鑑証明書

の交付事務（動産・債権譲渡に

係る概要記録事項の交付事務を

含む）、印鑑カードの交付・廃

止・再発行事務、電子証明書の

発行・使用廃止事務については、

引き続き日高支局でも取り扱

います。

なお、不動産登記事務に

ついては、取扱庁の変更はあり

ません。札幌法務局民事行政法

人登記部門への登記申請につ

ては、インターネットを利用し

たオンライン申請及び郵送によ

る申請ができますので、ご利用

願います。

現在の会社・法人番号は、取

扱庁の変更に伴い、それぞれ変

更の日から新たな番号となります

ので、注意してください。

【変更後の取扱庁】

名称 札幌法務局民事行政法人

登記部門

住所 〒〇六〇 〇八〇八

札幌市北区北八条西二丁目一番

一

電話 〇一一・七〇九・二三一一

税制改正

平成二十三年分

【扶養控除見直し】

平成二十三年分の扶養控除が

見直しされます。

年齢十六歳未満の扶養親族

（以下「年少扶養親族」とい

ます。）に対する扶養控除が廃止

されます。これに伴い、扶養控

除の対象が年齢十六歳以上の扶

養親族（以下「控除対象扶養親

族」といいます。）とすることと

されました。

年齢十六歳以上十九歳未満の

人の扶養控除の上乗せ部分（二